

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

| 業者名      | 住所              |
|----------|-----------------|
| 株式会社共栄建機 | 北海道富良野市山部東町1-19 |

2 指名停止期間

建設工事  
平成26年 5月15日 ~ 平成26年 8月14日 (3ヵ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、旭川開発建設部発注の「一般国道38号 富良野市 学田道路維持除雪外一連工事」の入札で、平成26年4月1日に株式会社共栄建機に落札決定したが、規定の契約保証金等の納付がなく、契約締結できなかった。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

| 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準   |                      |
|--|----------------------|
| 措置要件   | 期間                   |
| (不正又は不誠実な行為)   |                      |
| 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

【問い合わせ先】  
北海道森林管理局 経理課  
直 通：011-622-5214  
担当者：主計係（内線307）